

第 5 章

日本のオリンピック教育をめぐる一考察 — 東京五輪（1940・1964・2020年）関連教材を手がかりとして —

沖塩 有希子

目 次

はじめに

1. 1940年「幻の東京五輪」当時の関連教材：『オリンピック精神』
 - (1) 発刊の意図・全体構成
 - (2) オリンピックの理念に関する記述
 - (3) 『オリンピック精神』の特質

2. 1964年東京五輪当時の関連教材：『オリンピック読本』
 - (1) 発刊の意図・全体構成
 - (2) オリンピックの理念に関する記述
 - (3) 「オリンピック国民運動」に関する記述
 - ① 「オリンピック国民運動」の概要
 - ② 「オリンピック国民運動」に関する記載内容
 - (4) 『オリンピック読本』の特質

3. 2020年東京五輪の関連教材：『オリンピック・パラリンピック学習読本』
 - (1) 発刊の意図・全体構成
 - (2) オリンピック・パラリンピックの理念に関する記述
 - (3) 『オリンピック・パラリンピック学習読本』の特質

むすびにかえて

主要参考文献・資料

はじめに

下記は、国際オリンピック委員会（International Olympic Committee : IOC、[以下、IOCと表記]）¹ 第55回総会（1959年）において、東京への（1964年の）五輪招致を訴えた平沢和重による演説の一部抜粋である。英語によるスピーチであったが邦訳も併記する。² 邦訳の傍線は筆者が加えたものである。

Japanese youths have a deep understanding and strong longing for the Olympic Games. They have heard of the Olympic spirit and Olympic movement since their primary school days.

日本の青年はオリンピック競技について深い認識を持ち、渴仰の念を抱いております。と申しますのは、現在青年層にあります日本人は、オリンピック精神とオリンピック運動について、小学校時代から聞かされているのであります。

I have here with me a textbook used by the sixth graders at Japanese primary schools. / Seven pages of this textbook are devoted to an article called “ The Flag with Five Circles ”. It tells of the origin of the Olympic Games, its basic principles, and the life of Baron de Coubertin, the father of the modern Olympic Games. / The article begins this way : [and I quote]

ここに日本の小学校六年生用の教科書があります。この教科書の七ページにわたって「五輪の旗」と題する話がのせられています。この話は、オリンピック競技の始まり、その基本理念と近代オリンピック競技の父クーベルタン男爵の生涯について述べているのですが、この話は次のような記述で始まっています。

“ Olympics, Olympics. Our hearts jump a beat when we hear these words. /

-
- 1 IOCは1894年に設立され、2年後に第1回近代オリンピック大会をギリシアで開催すること、4年ごとに世界各地で大会を開くこと等を決定した。
初期のIOCは一種の私的なクラブで、規則もクラブの会則の域を出なかったが、1921年に理事会が作られ、組織的性格を備えるようになっていった（日本オリンピック・アカデミー編著 [2008] 『ポケット版オリンピック事典』 楽、p.28.）。
 - 2 福島慎太郎 編（1980）『国際社会のなかの日本 平沢和重遺稿集』 日本放送出版協会、pp.143-153

Athletes gather from all over the world hoisting aloft their national flags. / The athletes compete against each other under the same rules and the same conditions. Peoples from widely separated parts of the world develop friendship while vying for victory. / I might be said that the Olympic Games form the biggest festival of youth dedicated to peace.” [end quote]

「オリンピック、オリンピック。こう聞いただけでも、わたしたちの心はおどります。/ 全世界から、スポーツの選手が、それぞれの国旗をかざして集まるのです。すべての選手が、同じ規則に従い、同じ条件のもとに力を競うのです。遠くはなれた国の人々が、勝利を争いながら、なかよく親しみあうのです。/ オリンピックこそは、まことに、世界最大の平和の祭典といえることができるでしょう。」

Gentleman, Japan’s enforcement of compulsory education is the most thorough in the world. This means, in other words, that all Japanese children are instilled with the Olympic spirit and are well aware of the achievements of Baron de Coubertin.

皆様、日本の義務教育制度は世界で最も徹底的なものだという評判であります。ということは、日本の子供たちはみな、オリンピック精神を体得し、クーベルタン男爵の功績を知っているということでもあります。

平沢が演説中で引いているのは、小学校6年生国語教科書に掲載された「五輪の旗」³という読み物であり、近代オリンピック開催に至る経緯、オリンピックの理念、オリンピックおよびその理念を創出したクーベルタン⁴の生涯が描かれている。邦訳の傍線部からは、当時の学校が、「五輪の旗」をはじめとする教材を介してオリンピック教育に取り組んでいた様子が見えてくる。

ここで、日本のオリンピック教育に関連する先行研究を確認しておきたい。真田は、1964年東京五輪・1998年長野五輪時の教育について論考している。⁵ 嘉戸・加藤・武市は、学習指導要領および教科書での五輪に係る掲載状況を調査している。⁶ 田原・池田・井上・

3 『小学校国語6年下』（昭和31年検定）学校図書、pp.132-138.

4 クーベルタンに関しては後述する。

5 真田久（2015）「オリンピック・ムーブメントとオリンピック教育」『スポーツ教育学研究』第34巻第2号、pp.29-33.

6 嘉戸脩・加藤爽子・武市理恵（1997）「オリンピックと学習指導要領及び教科書に関する調査研究」『東京学芸大学紀要 第5部門、芸術・健康・スポーツ科学』第49号、pp.177-190.

波多野は、1964年東京五輪当時の新聞記事の収集・分析を通して、その頃のオリンピックに絡んだ教育活動をたどっている。⁷小林は、1964年東京五輪開催に向けて行われた道徳教育について社会教育・学校教育の領域から論考している。⁸1998年長野五輪に始まり、その後のいくつかのオリンピックでも類似の実践が行われている「一校一国運動」⁹に関わっては、平井・真田¹⁰や高木¹¹の研究がある。2020年五輪にリンクしたオリンピック教育の研究としては、真田¹²・依田・清宮・門屋¹³、岡田¹⁴によるものがある。

だが、以上に挙げた研究において、東京に係る五輪¹⁵——1940年に挙行される予定であったものの実現をみなかった五輪、1964年の五輪、2020年開催予定であったが翌年に

-
- 7 田原淳子・池田延行・井上善弘・波多野圭吾（2017）「1964年東京オリンピックに関わる教育活動」『国士舘大学体育研究所報』第36巻、pp.79-82.
 - 8 小林正泰（2016）「1964年東京オリンピックをめぐる道徳教育の課題とその論理——国民的教育運動における公衆道徳と『日本人の美徳』——」『東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室 研究室紀要』第42号、pp.135-145.
 - 9 「一校一国運動」は、五輪開催地にある学校が、交流・応援する国や地域を定め、当該国・地域の文化や言語を学んだり、当該国・地域の五輪選手や子どもと交流を図って異文化理解を深めようとする活動である。
同運動を1998年の長野五輪当時に初に行った長野市の学校（75校）の中には、現在も取り組みを継続させているところがあるという。
 - 10 平井敏幸・真田久（2001）「長野冬季オリンピック大会での「一校一国交流活動」とオリンピックズムについての理解との関連に関する研究——長野市内の小学校児童について——」『日本体育大学紀要』第30巻 記念特別号（第2号）、pp.249-267.
 - 11 高木啓（2013）「『遺産』としての『一校一国運動』——長野市立徳間小学校の取り組みを中心に——」石坂友司・松林秀樹 編著『〈オリンピックの遺産〉の社会学——長野オリンピックとその後の10年』青弓社、pp.134-149.
 - 12 真田久（2014）「2020年オリンピック東京大会に向けてのオリンピック教育の展望」『小学校体育ジャーナル』pp.1-5.
 - 13 依田充代・清宮孝文・門屋貴久（2017）「オリンピック・パラリンピック教育の現状と課題」『オリンピックスポーツ文化研究』第2号、pp.31-45.
 - 14 岡田悠佑（2020）「日本におけるオリンピック・パラリンピック教育の可能性と限界」『現代スポーツ評論』第42号、pp.137-143.
 - 15 いずれのオリンピックも夏季大会である。
夏季オリンピックの公式の英語表記は the Games of the Olympiad である。ちなみに、冬季のそれは the Olympic Winter games である。
近代オリンピックは、1896年の第1回アテネ大会が起点とされ、夏季オリンピックの場合、戦争等で中止となっても通算の回数としてカウントされる。冬季オリンピックは実際に開催された大会がカウントされる。
Olympiad：オリンピアードとは、大会と次の大会との間の4年間を1周期とする古代ギリシアの暦にならった周年単位である。例えば、上記の1896年大会を例とすると、同年1月1日に始まり1899年12月31日に終わることとなる。

延期となった五輪——すべてを範疇としているものは管見の限り見あたらない。

そこで本稿では、3つの東京五輪¹⁶を検討対象に据え、それぞれの時期にオリンピックの理解をねらって発行されたいわゆる「読本」と呼ばれる教材類に着目し、これを手がかりとすることで、日本のオリンピック教育の一端を明らかにすることを目指したい。¹⁷

またその際には、先の平沢のスピーチでも触れられていた「オリンピック精神 (Olympic spirit)」、あるいは「オリंपイズム (Olympism)」¹⁸等のフレーズで表現される五輪の理念が、読本でどのように言及されているのかにも着眼する。理由は、五輪の理解を目的に発行される読本にあっては、そうした理念に必然的に触れるところとなるので、それぞれの記述内容に注目して見ることで読本の特徴が見えてくるのではないかと考えるからである。

1. 1940年「幻の東京五輪」当時の関連教材：『オリンピック精神』

本章においては、1940年の「幻の東京五輪」の時期に、「第12回オリンピック東京大会組織委員会」によって発行された『オリンピック精神』¹⁹を検討することで、当時のオリンピック教育を探ってみたい。



【『オリンピック精神』表紙】（筆者撮影）

16 厳密には、1964年・2020年五輪ではパラリンピックも挙行された／されるので、「五輪」の表現は不適切であるが、便宜上この表記を用いることにする。

17 平沢がスピーチで取り上げたような教科書の関連教材を取り上げるのも一手段であるが、読本の方が情報が格段に充実していることから、後者を検討の対象とする。

18 オリंपイズムに関しては後述する。

19 永井松三 編 (1938) 『オリンピック精神』第十二回オリンピック東京大会組織委員会。書誌情報については、本章(1)で言及する。

「幻の」と形容されるように、1940年の東京オリンピック（the Games of the XII Olympiad、以下、「1940東京五輪」と表記）²⁰は、アジアで最初の五輪となるはずであったが、日中戦争に伴う軍需優先で競技場建設等の準備が滞り、帝国主義国家での大会実施に国際社会から非難も上がったことから、1938年に開催の返上を余儀なくされた。

「第12回オリンピック東京大会組織委員会」（以下、「第12回組織委」と表記）の『報告書』には、第12回組織委事務総長永井松三²¹からIOCに宛てた開催返上の通知文書が記載されている。以下はその一節である。

東京大會組織委員会は、豫て御希望、御期待に副ふべく、大會準備に萬全の努力を致し居り候處、物心兩方面の動員を促さるゝ現下の時局に鑑み舉國一致迅速事變の終結を確保せん爲、帝國政府は當組織委員会に對し大會返上の勸告をなすを妥當と考察せられ、右勸告に基き、當委員会は痛恨之に過ぎざれども、已むなく大會を返上致し候、此の間の事情御賢察相成度候、但し日本のスポーツマン精神は從來の如くオリンピック精神を堅持し、小生等は牢乎たる決意と必來の希望とを捨てず、常に貴下に對し、協力を惜まざるを欣快且光榮と致す所に御座候〔後略〕²²

以上の文言から読み取れるのは、第12回組織委は大会準備に力を尽くしたものの、戦時下という時局柄、挙国一致で物心両面の動員が必要との政府の判断に従って五輪開催を辞退するに至った遺憾の念、そうではありながらも単純には割り切れない境地である。

なお、永井による『報告書』の序文には、「國內に對しては組織委員会最後の事業として、オリンピック精神を縷述して新にパンフレットを編輯上刊し、之を小中學校其他教育機關を始め博く諸方に配布した。オリンピック運動に關する正しい會得を需むるのである」²³との文言も見られ、第12回組織委最後の事業として、五輪の理解を図るべく『オリンピック精神』を作成しこれを学校等に頒布したことがわかる。また、その発行部数は3万部とも記録されている。²⁴五輪開催返上後であっても、『オリンピック精神』を教材にオリンピック教育が行われていた可能性が示唆される。加えて、『報告書』の議事録には、『少年オリンピック讀本』（約5万部）、『教師用讀本』、一般市民向けの『國民オリンピック讀

20 1936年のIOC総会において東京開催が決定した（「第5回冬季大会」の札幌開催も同時決定）。

21 永井松三（1877-1957）は外交官であったが、1937年に組織委員会事務総長に就任、1939年にIOC委員に選出された。

22 永井松三編（1939）『報告書』第十二回オリンピック東京大會組織委員会、p.45.

23 同上、p.4.

24 同上、p.45.

本』(約2万部)の作成を計画していた旨も確認できる。²⁵当時の学校においては、『少年オリンピック讀本』や『教師用讀本』を用いたオリンピック教育も予定されていたことがうかがえる。

(1) 発刊の意図・全体構成

『オリンピック精神』は、第12回組織委によって1938年に発行された61ページの冊子で、前出の永井が編者となっている。既述のように小・中学校をはじめとする教育機関に頒布された。その発刊の趣旨だが、同冊子には言及が見当たらない。ただ、先ほども引用したところであるが、『報告書』に「オリンピック運動に關する正しい會得を需むる」²⁶との記述がある。

『オリンピック精神』の章立ては次の通りである。各章のアウトラインも併記する。書名にもなっているオリンピック精神にはじまり、オリンピックの歴史、1940東京五輪をめぐる動向、そして、同大会の予算まで、雑多な構成となっている。

【『オリンピック精神』目次】

- 第1章 「オリンピックの精神」(pp.1-4.)
(オリンピックの理念について記述)
- 第2章 「近代國家とオリンピック」(pp.4-8.)
(近代オリンピックの歴史について記述)
- 第3章 「古代オリンピック大會」(pp.9-13.)
(古代オリンピックの歴史について記述)
- 第4章 「日本のオリンピック招致運動」(pp.13-17.)
(日本のスポーツの実施状況や1940オリンピック招致をめぐる状況について記述)
- 第5章 「東京オリンピック大會招致の成功」(pp.17-25.)
(1940オリンピック招致成功に至る経緯、およびこれを迎えるに際しての国民のあり方について記述)
- 第6章 「東京オリンピック大會の返上」(pp.25-28.)
(1940オリンピック開催返上に至る経緯について記述)
- 第7章 「オリンピック大會と日本」(pp.28-43.)
(各近代オリンピックにおける日本選手の業績について記述)

25 同上、p.343.

26 同上、p.4.

第8章 「東京大會の規模」(pp.43-51.)

(東京大會の日程、競技種目、競技施設、予算について記述)

第9章 「札幌大會の規模」(pp.52-57.)

(札幌大會の日程、競技種目、競技施設、予算について記述)

第10章 「科學日本と東京オリンピック大會」(pp.57-61.)

(1940 オリンピックに向けての日本の科学研究・技術の取り組みについて記述)

(2) オリンピックの理念に関する記述

『オリンピック精神』の中での五輪の理念に絡んだ記述というのは、第1章「オリンピックの精神」にまず見ることができる。該当する箇所を示す。²⁷

従つて男爵〔クーベルタンを指す。カッコ内は筆者加筆〕が考へたオリンピックの目的と云ふものは、オリンピック競技で一番重要なものは競技に勝つと云ふことではなくして、大會に参加すると云ふことである。之は恰度人生にとつて最も重要なことは成功することではなくして、物事に努力することと同じである。オリンピック競技の一番の中心點は、唯勝つ爲に競技をするのでなくて、勝敗などは枝葉の問題である。参加の意義は勝敗を度外視して正々堂々と闘ふことである。斯うした氣持でオリンピック競技に参加してこそ初めて、より強い、より雄々しい、より慎重な、より勇氣ある人間を作りあげるのである。

之がオリンピック競技の目的であつて、この目的の下に、二十五世紀前に行はれてゐた古代オリンピックを復活し、世界のスポーツマンたちに、昔の人たちが抱いてゐたやうなスポーツの信仰を會得させやうとしたのである。クーベルタン男爵が憂へてゐたやうな國際間の争闘、それは民族と民族とがお互に排撃し合つて、自分たちだけが最も偉大であると云ふやうな考へ方をしてゐた當時の實情は、世界平和にとつては一番恐るべき時であつたから、せめて純情な世界の青年たちに純潔な道徳と忍耐力の養成、身體の強健とを鍛鍊する道場として、オリンピック競技を捧げたのであつた。²⁸

上記のオリンピックの理念に係る文言「オリンピック競技で一番重要なものは競技に勝つと云ふことではなくして、大會に参加すると云ふこと」、すなわち、オリンピックで最も重要なものは勝利することではなく参加することに意義があるとの考え方は、「近代五輪の

27 原典に付されている振り仮名については省く。以降の引用でも同様とする。

28 『オリンピック精神』 pp.2-3

父」とも呼ばれるピエール・ド・クーベルタン²⁹の言葉として一般に知られる。だがこれは事実として正確ではなく、1908年の第4回ロンドン大会でのイギリスチームとアメリカチームの綱引き競技でのいさかいに対するタルボット主教の説教にルーツがあるという。これに関わって、クーベルタンは上記大会の閉会式で次のように語っている。

この前の日曜日、セントポール寺院のミサでペンシルベニア司教は、選手の栄光をたたえながら次のような適切な言葉でオリンピックの大切なことを思い起こさせてくれた。「オリンピアド[ママ]で重要なことは勝つことではなく参加することである」と。・・・紳士諸君、この説得力のある言葉を心にとどめておこう。これは平穩で健全な哲学の基盤を作り上げ、あらゆる面につながるものである。人生で重要なことは勝利ではなく努力することである。重要なことは勝ったことではなく、よく戦ったということである。³⁰

ここから読み取れるのは、クーベルタンの真意が、俗に言われるような、オリンピックに参加することを第一義として結果を不問にするといったことではなく、「努力すること」「よく戦った」そのプロセスに重きが置かれていることである。さらには、前掲の『オリンピック精神』の中の五輪の理念に絡んだ記述が、クーベルタンのこの発言に依っていることである。

さらに1箇所、『オリンピック精神』第1章でのオリンピックの理念に関係した部分を示す。

全くオリンピック競技は見せ物や映画の様な娯楽の爲ではなく、又商賣上や選挙などの政治的利益の爲でもなく、「より速く、より高く、より強く」と云ふオリンピック競技の標語は、今普く世界の若人の胸に焼きついて居る。此の標語に現はれたオ

29 ピエール・ド・クーベルタン (Coubertin, Pierre, Baron de, 1863-1937) はフランスの教育家・教育改革者である。スポーツをはじめとする国際交流による国際平和を標榜し、1894年の「パリ国際アスレティック会議」において、五輪復活とIOC設立を提唱し、その承認をとりつけ、1896 - 1925年までIOC第2代会長を務めた。

近代五輪の創設・推進で名高いクーベルタンであるが、活動はオリンピックの領域に留まらず多方面にわたる教育改革を手がけたことから、近年のクーベルタン研究者は、その教育上の功績を評価し教育家・教育改革者と彼を位置づけている。

30 ジム・バリー、ヴァシル・ギルギノフ 著、舛本直文 訳著 (2008) 『オリンピックのすべて——古代の理想から現代の諸問題まで——』大修館書店、p.24.

リンピック精神、即ち「より速く、より高く、より強く」とは、「進取、飛躍、剛毅」を意味するもので、全く日本精神に合致して居る。運動競技が身體、精神の陶冶に重大な関係のあるのは云ふを俟たない。此の標語を目標に世界の若人が一場に集まり、禮儀を重じ、氣節を尙び、相和して技を競ふのである。日本が之れに参加する事は實に崇高なる日本精神を世界に示すものである。故に選手を選ばに當つては人格、技倆共に相備ふる者を選ばざるべからず、運動競技を指導するに當つても此の點に最も意を注がば、オリンピックに對する誤解は一掃さるゝに至るであらう。³¹

引用中の「より速く、より高く、より強く」は、五輪のモットーとして現在まで引き継がれている。³² この言葉を、クーベルタンは、先述の五輪の復興会議時に初めて発したとされる。しかし、これもそもそもは、ドミニコ修道会神父でパリ近郊の学校長であったアンリ・ディドン（Henri Didon）が学校対抗の競技会で生徒への訓辞において取り上げたのであり、これに感銘を受けたクーベルタンが五輪の標語に採用することを提案して承認されたのだという。

上記引用では、「『より速く、より高く、より強く』とは、『進取、飛躍、剛毅』を意味するもので、全く日本精神に合致して居る。運動競技が身體、精神の陶冶に重大な関係のあるのは云ふを俟たない。」として、オリピズムと「日本精神」なるものとの共通性を語っている。が、「日本精神」の内実についての説明はない。

ちなみに、クーベルタンは、1940 東京五輪の開催決定に際して次のように述べている。

この第 12 オリンピアードの終わりにあたり、皆様にごく短い言葉をお送りします。しかし、この言葉の重要性は改めて申し上げるまでもありません。現時点においてオリンピック運動の観点からみて、他の何にも勝る有力な一つの事実ではないでしょうか。この事実を前にしては、他のことは形なしのように見えます。それほどこの事実

31 『オリンピック精神』 p.4.

32 原語は Citius - Altius - Fortius のラテン語で、英語表記は Faster - Higher - Stronger である。最新版「オリンピック憲章」(2020年7月17日から有効)には、「オリンピックのモットーである『より速く、より高く、より強く』は、オリンピック・ムーブメントの壮志を表現している」(p.24.)と記されている (<https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/General/EN-Olympic-Charter.pdf>)。(最終閲覧日 2021年1月25日) ちなみに、「オリンピック憲章(Olympic Charter)」は、1898年頃にクーベルタンが原案を書き、1908年に初めて成文化されたといい、五輪の理念、活動内容、IOCの役割といった五輪に関わる根本的な原理を示しており、時代状況に合わせて更新がされてきた。

はその結果において重大なのです。「オリंपイズムがアジアに浸透します。」[中略]蘇ったオリंपイズムと共に、これから4年にわたり日本帝国の思想を捉え、わがヨーロッパ諸文明の最も純粋なものとアジアの諸文明の最も目覚ましいものとの接触を刻印しようとしているものはまさにヘレニズム全体なのです。³³

クーベルタンは、東京という極東の地での五輪開催を契機に、オリंपイズムが、非ヨーロッパ圏としてのアジアにも波及していくことの重要性、さらには、その東京開催によってヨーロッパの礎としてのヘレニズムとアジアの文化とが交わることの意義を説いている。³⁴

ここで、クーベルタンが上記メッセージにおいて言及している「オリंपイズム」についても補足をおきたい。「オリंपイズム (Olympism)」は「オリंपックに託した理念的的精神」³⁵である。クーベルタンによる造語で、その初出は、1894年、近代五輪の開幕とIOCの創設が承認されたパリ会議閉会式の演説での“Greek Olympism”のフレーズであるとされる。³⁶しかしながら、クーベルタンは、ベルリン大会の準備を進める市民に向けてオリंपイズムを語った1935年まで、この言葉に明確な定義を与えることはしていない。³⁷オリंपイズムの言葉を最初に口にしてからおよそ40年後の「近代オリंपイズムの

33 清水重勇、クーベルタン塾「次の大会は東京で」(http://www.shgshzmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/pcdocndex.html) (最終閲覧日 2021年1月25日)

なお、クーベルタンは1937年9月に逝去しており、1940東京五輪の開催返上が決定したのは翌年の7月である。

34 このクーベルタンのメッセージを、永井は『報告書』の冒頭の「編纂の辭」で、「近代オリंपック開祖クーベルタン男爵の、東京大會に寄せた言葉に在るが如くに、歐洲文化の精粹は、東洋日本の精神によつて、更に豊富にせられ、人類活動の極地に一步を近づくるものであるべき東京大會 [後略]」と引用している(永井編『報告書』p.3)。

35 石坂友司(2018)『現代オリंपックの発展と危機 1940-2020 —— 二度目の東京が目指すもの ——』人文書院、p.17。

36 日本オリंपック・アカデミー編著(2019)『JOA オリंपック小事典 2020 増補改訂版』メディア・バル、p.50。

37 和田浩一(2010)「オリंपイズムという思想」『現代スポーツ評論』第23号、p.65、和田浩一(2014)「嘉納治五郎から見たピエール・ド・クーベルタンのオリंपイズム」金香男編『アジアの相互理解のために』創土社、p.169、和田浩一(2016)「クーベルタンが考えたオリंपイズム」『体育史研究』第33号、p.34。

哲学的原理」と題するラジオメッセージにおいて、オリンピズムを構成する要素として、①信仰心、②高貴さと精粹、③城内平和、④美³⁸を措定している。

(3) 『オリンピック精神』の特質

本章における検討を踏まえて、『オリンピック精神』の特質をここに整理する。

まず指摘したいのは、書名は「オリンピック精神」であるが、同著の力点が、1940 東京五輪の招致や返上をめぐる経緯や、過去のオリンピックでの日本選手の活躍を言及することに置かれていると思われることである。先の章立ての箇所にはページ数を併記したが、タイトルと直にリンクする第1章「オリンピックの精神」の記述は4ページなのに対して、第4章「日本のオリンピック招致運動」は5ページ、第5章「東京オリンピック大会招致の成功」は7ページ、第6章「東京オリンピック大会の返上」は4ページ、第7章「オリンピック大会と日本」は14ページに及び、いずれの書きぶりも詳細である。よって、「オリンピック精神」やオリンピズムをめぐる定義づけや解釈を行うこと以上に、日本との関連から五輪を記録し、それを読者へ周知することに比重があったのではないかと推察される。

次に、当時の社会情勢が如実に反映された描出であることも挙げておきたい。そもそも1940 東京五輪の招致に東京が名乗りを上げたのには、関東大震災（1923年）からの復興アピール、そして、同年が神武天皇即位2600年目を数える年（皇紀2600年）にあたり、その祝祭事業として五輪を組み込もうとしたことがある。³⁹ 当然ながら、こうした国内事情に起因する五輪開幕の動機というのは、クーベルタンが掲げたオリンピックの理念と齟齬をきたす。また、戦時下という趨勢も重なって天皇制国家主義や国威発揚の性格も色濃く、平和を標榜するオリンピズム⁴⁰とは相容れない要素が『オリンピック精神』には散見される。その顕著な言及箇所を挙げる。同書では、文部大臣平生鈞三郎 述として発行

38 カール・ディーム編（大島鎌吉 訳）（1962）『オリンピックの回想』ベースボール・マガジン社、pp.201-207.

39 他方、東京招致決定直後の時期には、五輪に政治的要素を持ち込むことに対し、文部省体育課長の岩原拓や外務省から否定的見解が出され、五輪開催の基本原則に準ずる動きもあったという（中村哲夫（2016）「幻の東京オリンピック（1940年）が語るもの」『体育史研究』第33号、p.41.）。

40 ただし、この平和思想は「二つの世界大戦を前に全く無力であった」し、その後も、「ボイコットという手段によって、あるいは各国の金メダル争いによる国家的威信を高めるプロパガンダやナショナリズムの高揚に利用されてきた」（石坂、前掲書、p.11.）のも確かである。

された『オリンピック東京開催と我國民の覺悟』（文部省大臣官房体育課、1936年）に依拠する形式で、1940東京五輪の意義に触れている。「四年後に來るべきオリンピック大會の東京開催の機に於て、茲に國民精神教化振興に劃期的の飛躍を期すべく、それには根本的に大國民たるの自信を先づ國民の全部に明瞭に意識させるに最も適切な實際の措置をなさねば」ならないとし、その要諦として、第1に「日本全國民が確乎不拔の日本國家觀念と、光輝ある武士道精神とを益々明徹せしめ、以てわが日本の世界の列強間に於ける正しい地位を認識すること」、第2に「眞の日本の位置を自覺し、眞の體育競技の精神を體得して、苟も頹廢的氣分に墮することは絶対に許され」ないこと、第3に「我が尊き傳統たる武士道の精華は、國民全部が一人残らず、克く己を捨て、皇國のために犠牲となることを以て本來の面目とし、且つ各人が満足とする精神であることを充分に意識すること」、「要は世界の國民たるの襟度を保つて、我が國民の持つ立派なる眞精神を發揮し、且之を世界に知らしむるの態度に出づべきであり」、これらを実行することによって「世界的盛儀といはれるオリンピック大會を我が國に迎へ、我が國民としては、これを迎へたる機會を最も有意義ならしめることも出来る」としている。⁴¹ 言うまでもないが、ここにクーベルタンが近代五輪に込めた教育的価値や発想は確認できない。

けれどもその一方で、読者に天皇を奉じる帝国日本の精神性といったイデオロギーを執拗に植えつけようとする筆致というも見出せない。ただし、上記の『オリンピック東京開催と我國民の覺悟』の書き手が文部大臣という文教を司る組織の長であるというそれ自体が、主張されている内容を看過できないものとする影響力として作用したと考えることもできるかもしれない。他方で、文芸評論家の奥野健男（1926-1997）は、「第十二回オリンピックが日本で行われるというので、ほくら小学生は、修身や体操の時間ごとに、日本人の公德心のなさ——たとえば観客席に紙くずをちらかして帰ることを世界の最優秀民族である日本人として外国人に対してはずかしいと繰り返し教え込まれた。」⁴²と述懐していることも勘案すると、先の引用が訴えるような皇国民として徹頭徹尾利他に生きるといった次元まではいかないにしても、当時の学校で1940東京五輪を経由させて日本人としてのあり方といった見地から道徳的修養が現実に行われていた可能性は否めない。

41 『オリンピック精神』 pp.22-24.

42 奥野健男（2014）「オリンピック賛」講談社 編『東京オリンピック——文学者の見た世紀の祭典——』講談社文芸文庫、p.262.
引用中の「修身」とは、旧制学校の道徳の教科である。

2. 1964年東京五輪当時の関連教材：『オリンピック読本』

本章においては、1964年の東京オリンピック（正式名称：the Games of the XVIII Olympiad、以下、「1964東京五輪」と表記）当時の学校でのオリンピック教育に関わって、文部省（当時）が作成した『オリンピック読本』⁴³を検討の対象に据え、その頃のオリンピック教育を探ってみたい。



【『オリンピック読本』表紙】（筆者撮影）

(1) 発刊の意図・全体構成

『オリンピック読本』には、小学生向け、中学生向け、高等学校・青年学級⁴⁴向けと学

43 文部省（1962）『オリンピック読本——中学生のために——』、文部省（1963）『オリンピック読本——高等学校・青年学級向け——』、文部省（1964）『オリンピック読本——小学生のために——』。

書誌情報については、本章(1)で言及する。

ちなみに、一部の自治体でも当該地域の教育委員会によるオリンピック教育関連の出版がなされ、例えば、大阪府教育委員会（1964）『オリンピックを迎えて』、また、教員に向けた手引き書の類として、東京都千代田区教育委員会（1963）『オリンピックと学校——オリンピック学習の手引き——』、京都市教育委員会（1964）『オリンピックと私たち』がある。

これらの作成にあたっては、文部省による『オリンピック読本』が参考にされたという（オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議（2016）「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」p.26.）。

44 「青年学級」とは、戦後、学習の場を求めて集まった勤労青年による自主学習の実践から始まったものである。

1953年の「青年学級振興法」により法制化され、その目的は、勤労青年に「實際生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させること」であった。

高校進学率の上昇や都市化の進行等の影響を受け、1955年をピークに青年学級は衰退に向かい、1999年に上記の法は廃止となった。

校階梯に合わせて3種類あり、それぞれの分量は、58ページ、44ページ、68ページである。いずれも執筆目的や意義を示す部分に通常あたる序章・終章を持たないことから、読本の趣旨について明記することは難しい。

章立てに関しては、高等学校・青年学級向けの読本が他の2つに比して詳細であるのでそれを事例とする。各節のタイトルから取り扱われている内容のおおよそを把握できるが、(前章の『オリンピック精神』と同様、) 当大会をめぐる動向、オリンピックの理念や歴史、スポーツの振興状況、資金繰り、五輪を迎える国民のあり方、巻末の情報に至るまで、五輪と関係した諸々の事項を含む構成となっている。

【『オリンピック読本』目次】

第1章 「オリンピック東京大会」

第1節 “オリンピック競技大会東京へ” (pp.4-5.)

第2節 “招致の経過と第12回大会” (pp.5-7.)

第3節 “東京大会の組織と協力体制” (pp.7-10.)

第4節 “開催競技、施設と会期” (pp.11-14.)

第5節 “聖火リレー” (p.15.)

第6節 “東京大会と資金” (pp.15-16.)

第2章 「近代オリンピックの歴史と理想」⁴⁵

第1節 “近代オリンピックの理想” (pp.18-22.)

第2節 “近代オリンピックの歴史とその概要” (pp.22-34.)

第3章 「スポーツの振興とオリンピック」

第1節 “スポーツの普及状況” (pp.36-38.)

第2節 “競技技術の向上” (pp.39-45.)

第3節 “スポーツ施設の拡充” (pp.45-48.)

第4節 “日本スポーツの将来” (pp.48-49.)

第4章 「オリンピックを迎える国民のあり方」

第1節 “外人客を迎えるわれわれの態度” (pp.52-54.)

第2節 “オリンピック国民運動の進め方” (pp.54-58.)

45 目次においては「近代オリンピックの歴史と理想」とされているが、本文中では「近代オリンピックの理想とその歴史」との記載になっている。

巻末資料 知っておきたいこと (pp.59-64.)

第18回オリンピック東京大会実施種目一覧 (pp.64-65.)

第15回大会(ヘルシンキ)以降の各大会競技別参加国選手一覧 (p.66.)

IOC加盟のNOC一覧 (pp.67-68.)

(2) オリンピックの理念に関する記述

ここでも、前節に引き続いて高等学校・青年学級向けの読本を事例としていきたい。同著での五輪の理念に絡んだ内容は、第2章第1節「近代オリンピックの理想」にまず確認できる。当該箇所では、「オリンピック憲章」第1・3・7・4・42条の内容を挙げた上で、⁴⁶「これを要約するならば、オリンピック競技大会の目的は、スポーツによって健全な精神と肉体を養い、また日ごろ鍛えた世界各国の青少年が、一場に集まって競技を行ない、それを通してお互いの理解と友情を深め、世界の平和に貢献しようとするところである。」⁴⁷とまとめている。

さらに、本稿の前章(2)でも取り上げたクーベルタンの一説「このオリンピック競技大会の底を流れる精神を、クーベルタンは、『ある個人が成功したかどうかを決定するものは、勝利者であるかどうかではなく、努力をしたかどうかというところにある。人生で最も重要なことは、勝つという事ではなく、正々堂々と奮闘することである。オリンピックは、単なる世界選手権大会でなく、4年毎の世界青年の祭典であり、正純[ママ]な若人の功名と情熱の殿堂、各世紀を通じての新鮮な花園である』と述べている。」⁴⁸としている。

第4章「オリンピックを迎える国民のあり方」第2節「オリンピック国民運動の進め方」においても次のような記述がある。

46 当時の「オリンピック憲章」の第1条は「オリンピック競技大会は、4年ごとに開催する。右大会は、すべての国のアマチュアを、公正かつ平等な競技会に参集させる。右大会においては、どの国家または個人に対しても人種、宗教または政治上の理由から、差別待遇をすることは許されない。」、第3条は「オリンピック運動の目的は、アマチュアスポーツの基調をなすところの肉体的努力と道徳的資質とを若人の中に振るいおこさせ、あわせて4年ごとに行われる利害関係ぬきの友好的な競技会に、世界の競技人を参集させることによって、人類の平和の維持と愛に貢献することにある。」、第7条は「オリンピック競技大会において一国の旗を代表する資格はその国民にだけ与えられる。競技大会は、個人間の競技であって、国家間の競技ではない。」、第4条は「オリンピック競技大会を開催する名誉は、一つの都市に与えられるものであって、一つの国家に与えられるものではない。」、第42条は「オリンピック競技大会において、各国別の等位は認められない。〔後略〕」とされている（『オリンピック読本』 pp.19-20.）

47 『オリンピック読本』 p.20.

48 同上、p.20.

ともすれば近年においては、国家主義の行き過ぎから、オリンピックの理想とはかけ離れた考え方をしているものがあるが、これははなはだ残念なことである。

オリンピック大会は、記録や技術の向上ばかりでなく、スポーツマンシップの高揚とか、スポーツを正しく見る態度を忘れてはならない。(中略) 特にオリンピック大会は、各種民族の集まりでもあり、ややもすると民族の差別感にとらわれやすい。スポーツは見る人も、競技を行う人も、みんながフェアプレーでなければならない。たとえ相手国であろうとも、民族のいかに問わずに公平な立場で拍手をおくる気持ちがほしいのである。⁴⁹

これら引用は、アスリート・観客双方とも同胞の選手の勝利を至上とするのではなく、スポーツマンシップやフェアプレーの精神に根ざして五輪に参加することを促している。

(3) 「オリンピック国民運動」に関する記述

① 「オリンピック国民運動」の概要

本節では、『オリンピック読本』の中の「オリンピック国民運動」に絡んだ記述内容に着目して検討を加えていく。理由であるが、同運動は、1964 東京五輪に際して全国(民)規模で推進されたキャンペーンであったので、かなりの紙面を費やして言及がされていることから、『オリンピック読本』、ひいては当時のオリンピック教育を特徴づける要素と考えるからである。

その検討の前段として、「オリンピック国民運動」のアウトラインに触れておく。「オリンピック国民運動推進要項」⁵⁰によると、「オリンピック国民運動」とは、「オリンピック東京大会の開催に当たって大会の意義を国民に周知徹底し、国民各々がこの大会に対して積極的に協力する機運を高めるとともに、これを機会に開催国にふさわしい心身ともに健康な国民の生活態度および社会的環境を国民の手によって造成する運動を充実強化することを目的」に、(ア) オリンピック精神の正しい理解、(イ) スポーツマンシップの高揚、(ウ) オリンピックマークの尊重、(エ) スポーツを正しく見る態度の養成、を図る、(当時の) 総理府と文部省によって押し進められた動きである。政府機関、(約 180 の) 民間団体等でもって「オリンピック国民運動推進連絡会議」が組織され、官民が協調し社会環境や国民の生活態度の向上を目指した。⁵¹ 次が具体的な取り組みである。

49 同上、p.55.

50 文部省(1964)『日本スポーツの現状』pp.212-213.

51 この点に関して、「第 46 回国会衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会」で、松

- 【国民理解運動】
 - ・日本人の品位を保ち、外国人が日本人を正しく理解するようにする。
 - ・国際理解を深めるとともに、外国人に平等に接する態度を養う。
 - ・国旗・国歌を尊重する。
- 【公衆道徳高揚運動】
 - ・人に親切にする。
 - ・公德心を高める。
- 【商業道徳高揚運動】
 - ・暴利をむさぼらない。
 - ・悪質の品物を販売したり、不正のとりひきをしない。
- 【交通道徳高揚運動】
 - ・安全運転を徹底する。
 - ・人も車も交通道徳を守る。
- 【国土美化運動】
 - ・住んでいる町や村を美しくする。
 - ・環境をよくし、風紀をただす。
- 【健康増進運動】
 - ・スポーツに親しむ。
 - ・日常生活に健全なリクリエーションをとり入れる。
 - ・環境衛生を向上する。

これらの取り組みには、五輪との関連性が薄いものも含まれており、五輪という一大イベントを梃子に、当時の社会が抱えていた諸問題——公衆道徳、環境美化、交通マナー等⁵²——を一挙に改善へと向かわせようとの意向が垣間見える。

各取り組みを単位とする部会が設置されるとともに、開催都市の東京都をはじめとして、各都道府県レベルでもこれに準ずる組織が設けられ、上記の事柄の達成が目指された。⁵³ ではこの「オリンピック国民運動」は、教育面としていかなる形で展開されることが要

永勇 政府委員は、「オリンピック国民運動」を「政府が旗を振るということではなく、国民の中から起こってきた運動ということにほんとうの特色があり、またそこに非常に高い価値があるというふうに思っております。」と答弁している（「オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録 第5号」、1964年5月22日、<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/104603812X00519640522>）。（最終閲覧日 2021年1月25日）

52 当時の社会・環境問題については、斗鬼正一（2018）「東京オリンピックと日本人のアイデンティティ——1964年東京大会と首都美化運動、マナーキャンペーン——」『江戸川大学紀要』第28号、pp.337-362。が、開催都市東京の交通地獄、ゴミ処理問題、悪臭等の劣悪な生活環境に関しては、柴田徳衛（1959）『東京——その経済と社会——』岩波新書、pp.79-157。に詳しい。

53 東京都（1965）『第18回オリンピック競技大会東京都報告書』には、都による活動状況の概要報告の記載がある（pp.83-86.）。

請されたのだろうか。文部省による通知「学校におけるオリンピック国民運動の取り扱いについて」（1964年）⁵⁴を参照する。下記が、「オリンピック国民運動」に学校が関与することの趣旨、および留意点を整理したものである。

● 学校におけるオリンピック国民運動の取り扱いの趣旨

オリンピック東京大会は、日本国民にとって世界的祭典を直接に経験できる機会である。この機会を捉え、オリンピック国民運動に関係する内容のうち、特に次に掲げる内容について適切な教材を選択し、これを学校の教育計画の中に位置づけ、児童生徒にオリンピック精神を培い、日本人としての自覚に立ちながら、国際親善と世界平和への信念と態度を養うことを目的とする。

- ・オリンピックの起源、意義等を理解し、スポーツマンシップを養うとともにスポーツに対する興味や関心を喚起する。
- ・日本人としての自覚と誇りを身につけさせるとともに、国際理解に努め、国際親善に尽くす心情を育成する。
- ・開催国の国民の一員として社会の相互連帯の関係を認識し、お互いに助け合い、善意のある行為をする習慣をつけさせるとともに、公共心、公德心を育成する。

● 学校におけるオリンピック国民運動の取り扱いの留意点

- 【各教科】 社会・図画工作・体育をはじめ、その他各教科の指導に際して、掲示物の工夫であるとか、オリンピックやこれに関連した教材を取り上げるよう配慮する。
- 【道徳】 児童生徒の発達に即し、オリンピック関係の素材を活用する。オリンピック競技大会での美談、活躍した選手の練習方法や態度等からも素材を求めよう配慮する。
- 【特別教育活動】 児童（生徒）会活動・クラブ活動・学級（会）活動等を通じて、オリンピックへの意識を高める諸活動を促進する。集会活動の実施、学校新聞等でのオリンピック特集号の発行、作文・図画コンクールの実施、競技会の実施などを考慮する。

54 現代日本教育制度史料編集委員会 編（1964）『現代日本教育制度史料 26』東京法令出版、pp.392-394.

【学校行事等】 各種の場でオリンピックへの理解を深めるとともに、これを迎える国民としての道徳的自覚を促進する。朝会の訓話・儀式・学芸会・音楽会・運動会・映画鑑賞会等の機会を活用する。

上述の通り、学校教育の枠内においても「オリンピック国民運動」を実施するよう通達されたことで、1964 東京五輪当時のオリンピック教育は、オリンピック競技大会・オリンピズムといった五輪に直結する学びに留まらず、先述の「国民理解運動」や「公衆道徳高揚運動」がねらいとするような日本人としてのあり方・国際理解・公德心の育成をも含み込んで、諸々の教育活動に配置されることとなった。

② 「オリンピック国民運動」に関する記載内容

ここでは、先ほどの①で取り上げた「学校におけるオリンピック国民運動の取り扱いについて」の通知事項が読本においてどのように反映されているのかを見ていく。

該当する箇所は、第4章「オリンピックを迎える国民のあり方」第2節「オリンピック国民運動の進め方」である。かなりの分量に及んでいるので（pp.54-58.）できるだけ簡略化して示したい。

● 「オリンピック国民運動」の意図

1964 オリンピックに際して、「オリンピック国民運動」を展開し、国民の関心を高める必要。そのために、青少年層特に高校生や青年学級生がまずこの趣旨を良く理解し、率先して実行に移し、一般の人たちを協力させるような体制を築き上げていくように努力してもらいたい。

● 「オリンピック国民運動」の進め方

【国際理解運動】（先述の**【国民理解運動】**に相当すると考えられるのが下記）

- ・外国人が日本人を正しく理解するためには、日本人自身の品位を高めることが大切である。外国人に無理にチップを要求したり、場所も考えずサインをねだったり、物を欲しがったりするようでは、国際理解は深められない。
- ・国旗や国歌を尊重することも大切である。どこの国も自国の国旗や国歌に対して厳粛な態度を持っている。したがって、国旗の取り扱い方は、国民一人ひとりが国旗の意義を理解し慎重な態度で臨まなければならない。

【公衆道徳高揚運動】

- ・公衆道徳にはかなり問題点があり、国民が互いに協力して次のような改善運動を展開する必要がある。

オリンピック復興運動に関する社会文化史的考察

- ・人に親切にすること、特に日本に不慣れな外国からの客に親切に対応する。
- ・公德心を高めること、公德心はさまざまな場面で発揮されなければならないが、とりわけ、道路や公園が汚れている、街路樹が荒らされている、酔っ払いが道路や電車をふらついている、たんやつばが道路等に吐いてある、立ち小便をする等を一扫する必要がある。
- ・全国民が共通の基盤のもとに一致協力する。共通の基盤とは、社会の規律を守る、利己心を押さえる、自己を確立し群衆心理をセーブする、公共物や公共施設を大切にする、酔っ払いの横行を一扫する、環境の整備に努める、相手を許しユーモアを解するゆとりを持つ、幼いものを善導する責任を持つ、平気で他人の身体に触れる悪弊をやめる、といったことが考えられる。

【商業道徳高揚運動】（に相当すると考えられるのが下記）

- ・オリンピックに便乗した悪徳商法が流行したりするようでは、国際理解は深められない。

【交通道徳高揚運動】

- ・交通規則を守ることはきわめて重要な問題である。
- ・現在、東京の交通事情は非常な悪条件下に置かれ、交通事故による死傷は毎日頻発している。この原因には、道路が狭いわりに交通量が多いこと、歩行者が交通信号を無視して横断したり、車道を歩行したりすること等がある。歩行者も車の運転者も交通規則を守り、1人のけが人も出ないようにするのが大切である。それには、交通信号等が幼い子どもにもわかるように工夫される必要がある。

【明朗運動】（先述の【国土美化運動】に相当すると考えられるのが下記）

- ・町や村を明るくするには、犯罪をなくし風紀を良くすることが必要である。例えば、刃物の追放、街燈・防犯燈の設置、暴力の追放、犯罪取締りの強化と協力、純潔教育の徹底等がある。
- ・これまでのオリンピック開催都市は実によく整備がされている。道路に街路樹が並び、花が咲き乱れ、道路は清められており、日本には見られない美点が数多く見られる。町や村に緑樹を植えたり、道路に面した所や公園に花を植える等、人心を和らげる各種方法の計画が必要である。汚さない運動、清掃運動、ゴミ箱の設置等も大切である。
- ・明るい町づくりには、道行く人の身だしなみを良くすることや、時間厳守等も必要である。

【健康運動】（先述の【健康増進運動】に相当すると考えられるのが下記）

- ・できるだけスポーツを普及させ、見るだけでなく実際に行う。そのためには、運動場、子ども遊び場、プール等を整備し、一般の人にも解放する。
- ・仕事の余暇に誰でもできるような健全なリフレッシュ、家庭や職場での体操や、キャンプ・ハイキング等をする必要がある。
- ・日本人のプライドを保つために、姿勢や歩き方を正しくすることも必要であり、もっと胸を

張って堂々と歩くようでありたい。

- ・保健衛生にも留意し、安心して外国人客を迎えられるよう、食品衛生、消毒の徹底、蚊やハエの撲滅、予防接種の励行等が求められる。外国人客は衛生に対する関心が強く、これは日本人の太いに学ばねばならないところである。

(4) 『オリンピック読本』の特質

本章における検討を踏まえて、『オリンピック読本』の特質をここに整理する。

1つめは、前章で取り上げた『オリンピック精神』と同じく、時代背景や要請に呼応した構成・記述となっていることである。1964 東京五輪は、アジア・太平洋戦争終結から 20 年足らずで成し遂げた驚異的速さでの日本の戦後復興や経済伸長を国際社会に知らしめる、国家の威信をかけたプロジェクトとしてとらえられた。が、その一足飛びの躍進ゆえの負の側面が露呈し始めてもいた。こうした状況の下で発行された『オリンピック読本』にあっては、「オリンピック国民運動」にかなりのページが費やされ、同運動の趣旨に添いながら五輪を迎えるにあたっての心がまえや徳性を培うこと、加えて、当時浮上していた社会問題の払拭・改善に向けた言及がされている。ただ、これらは、クーベルタンに由来するオリंपイズムとは異質なものである。

関連して、そうした「オリンピック国民運動」を推進する視点から、マナーの徹底や公德心の涵養といった徳育や倫理教育を喚起する書きぶりとなっていることが、2つめの特質として挙げられる。

3つめは、先に引いた文言「外国人が日本人を正しく理解するためには、日本人自身の品位を高めることが大切」や、「日本人のプライドを保つために、姿勢や歩き方を正しくすることも必要であり、もっと胸を張って堂々と歩くようでありたい」にもうかがえるが、海外の国々から注がれるまなざしを意識し、アジア初の五輪開催国として恥ずかしくないよう体面を保つことへの執着であったり、いささか情緒的とも取れる記述が見られることである。

4つめとして、これを特質とすることの妥当性についてはひとまず措くが、パラリンピックに絡んだ記述箇所がないことも挙げておく。既述のように 1964 東京五輪ではパラリンピック⁵⁵が同時開催されたが、『オリンピック読本』とのタイトルにも明白なように、パラリンピックについては一切書かれていない。

55 「パラリンピック：Paralympic」の呼称は、この（第2回目）大会から用いられたという。当時は、車いすの選手による大会であったため、英語の「対麻痺者の」を意味する「パラ

3. 2020年東京五輪の関連教材：『オリンピック・パラリンピック学習読本』

本章においては、2020年に開幕が決定していたものの新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響を受けて翌年に延期となった東京オリンピック（正式名称：the Games of the XXXII Olympiad、以下、便宜上「2020東京五輪」と表記）をめぐる教育について、東京都教育委員会作成の『オリンピック・パラリンピック学習読本』⁵⁶から探してみたい。同著を検討対象とするのは、2020東京五輪に関わる国による読本が存在しないからである。



【『オリンピック・パラリンピック学習読本 高等学校編』表紙】（筆者撮影）

(1) 発刊の意図・全体構成

『オリンピック・パラリンピック学習読本』（以下、『オリ・パラ読本』と表記）は、オリンピック教育の補助教材である。⁵⁷ 小学校編（4年生以上）・中学校編・高等学校編の3種がある。それぞれの分量は、小学校編 68 ページ、中学校編 100 ページ、高等学校編

レジック:Paraplegic」と「オリンピック:Olympic」を合わせて「パラリンピック」とされた。1988年のソウル大会より「パラリンピック」が正式名称となる。この頃には出場選手の障がいの種類も多様となっていたため、「もう1つの:Parallel」「オリンピック」との解釈に変更された（日本オリンピックアカデミー編著『JOA オリンピック小事典 2020 増補改訂版』pp.256-258.）。

56 書誌情報については、本章(1)で言及する。

57 ここで引用するのは、東京都教育委員会が2019年に作成発行した『オリ・パラ読本』に基づき、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」が、写真と一部の記述について更新・編集を行ったものである。

122 ページでいずれもかなりの頁数となっている。加えて、『オリンピック・パラリンピック学習パンフレット（小学校低学年用）』（2016年）との18ページの小冊子も発行されている。

『オリ・パラ読本』発行のねらいを、東京都教育委員会は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツに親しみ、知・徳・体の調和のとれた人、日本人としての自覚と誇りを持ち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人の育成等を目指して、平成28年度より全公立学校においてオリンピック・パラリンピック教育を本格的に推進」するための一環としている。⁵⁸ また、オリンピック・パラリンピック教育を先

なお、2020東京五輪開催延期に伴って、新たな競技日程等の確定後に差し替えが予定されていることが下記ウェブサイト上に告知されている。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ウェブサイト (<https://education.tokyo2020.org/jp/teach/texts/book/>)（最終閲覧日 2021年1月25日）

ちなみに、2016年開催のオリンピック・パラリンピック時にも東京都は招致活動を行なったが、その一活動として、特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会による読本：『みんなをむすぶオリンピック——夢・感動・未来——オリンピック学習読本（小学校）』・『世界を結ぶオリンピック——情熱・人・スポーツ——オリンピック学習読本（中学校）』・『未来と結ぶオリンピック——勇気・地球・共生——オリンピック学習読本（高等学校）』が、2008年に発行されている。

これら読本は、『オリ・パラ読本』と構成・内容が似ている。上記の3つを質量ともにグレードアップさせたのが『オリ・パラ読本』といった印象を受ける。

58 東京都教育委員会ウェブサイト (https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2016/release20160324_02.html)（最終閲覧日 2021年1月25日）

同時に、英語学習補助教材『Welcome to Tokyo』（2018）も作成されている。これは、日本（全域）・東京の文化、歴史等の理解の促進や、英語によるコミュニケーション能力の伸長、オリンピック・パラリンピックに向けた国際理解教育の推進をねらいとしており、Elementary（初級編、小学校5・6年生対象）、Basic（基礎編、中学生対象）、Intermediate（発展編、高校生対象）の3種である。内容は、「生活文化」・「伝統文化」・「自然環境」・「科学技術」・「東京の歴史」の5分野にわたって東京都区市町村の特色が盛り込まれており、「読む」・「聞く」を中心とした本文、「書く」・「話す」を主としたアクティビティの他、課題解決学習を行うプロジェクトやコラムが掲載されている。付属のDVDもある。

さらに、『東京2020オリンピック・パラリンピック学習ノート』（2016）なる出版物もある。2020東京五輪までの目標、オリンピック・パラリンピックに絡んだ学習や体験に関する記録や感想、実際の競技大会の振り返り等の記述を用途としているが、全体112ページのおよそ90ページが余白という作りである。

パラリンピックに関わっては、国際パラリンピック委員会の開発を担う機関であるアギトス財団による、パラリンピックを題材に共生社会への気づきを促す教材『I'm POSSIBLE』の日本版を、「日本財団パラリンピックサポートセンター」・「日本パラリンピック委員会」・「公益財団法人ベネッセこども基金」が共同で手がけている。

行実施していた推進校からの、何か参考になる教材が欲しいとの要望に応じてでもあるという。⁵⁹

次に読本の章立てを示すが、『オリンピック・パラリンピック学習読本 高等学校編』を事例としたい。理由は、高等学校編のそれがもっとも細分化されており、扱われている内容項目をつかみやすいからである。

【『オリンピック・パラリンピック学習読本 高等学校編』目次】

はじめに (p.4.)

オリンピック・パラリンピック学習読本の特徴 (p.5.)

第I章 「第32回オリンピック競技大会・東京2020パラリンピック競技大会が東京へ」

第1節 “リオから東京へ — 56年ぶりの東京大会 —” (pp.10-13.)

第2節 “大会の基本コンセプト” (pp.14-15.)

第3節 “東京2020大会を目指して” (pp.16-17.)

第4節 “熱戦が繰り広げられる競技会場” (pp.18-19.)

第5節 “選手村” (pp.20-21.)

第6節 “オリンピックの実施競技(夏季大会)” (pp.22-23.)

第7節 “オリンピックの実施競技(冬季大会)” (pp.24-25.)

第8節 “パラリンピックの実施競技(夏季大会)” (p.26.)

第9節 “パラリンピックの実施競技(冬季大会)” (p.27.)

第II章 「オリンピック・パラリンピックの精神」

第1節 “オリンピック憲章” (p.30-31.)

第2節 “オリンピック・ムーブメント” (pp.32-33.)

第3節 “古代オリンピック” (pp.34-35.)

第4節 “近代オリンピック” (pp.36-37.)

59 文部科学省教育課程課／幼児教育課 編 (2017) 『初等教育資料』 No949、p.23.

これによれば、『オリ・パラ読本』を活用してのオリンピック・パラリンピック教育が多くの学校において実施されており、さらなる活用を図るための指導書、推進校での実践事例集も作成されているという。

ただし、昨今は、新型コロナウイルスの感染拡大がオリンピック・パラリンピック教育にも影響を及ぼしていることが考えられる。が、各学校では、オンラインでアスリートと交流したり、実技体験を接触の少ない方法に切り替えたり等、工夫しながら取り組みが進められているようである(「オリパラ学習『密』避ける」『読売新聞』、2020年11月27日朝刊)。

- 第5節 “近代オリンピックの父” (pp.38-39.)
 - 第6節 “日本オリンピックの父” (pp.40-41.)
 - 第7節 “オリンピックと世界平和” (pp.42-43.)
 - 第8節 “聖火と聖火リレー” (pp.44-45.)
 - 第9節 “フェアプレー” (pp.46-47.)
 - 第10節 “アンチ・ドーピング” (pp.48-49.)
 - 第11節 “文化プログラムの展開” (pp.50-51.)
 - 第12節 “オリンピックと環境” (pp.52-53.)
 - 第13節 “オリンピック・レガシー” (pp.54-55.)
 - 第14節 “ユースオリンピック” (pp.56-57.)
 - 第15節 “大会を支える技術” (pp.58-59.)
 - 第16節 “パラリンピックが目指すもの” (pp.60-61.)
 - 第17節 “パラリンピックの歴史” (pp.62-63.)
- 第Ⅲ章 「オリンピック・パラリンピックと日本」
- 第1節 “日本人選手の活躍” (pp.66-69.)
 - 第2節 “幻のオリンピック” (pp.70-71.)
 - 第3節 “1964年東京オリンピック大会・パラリンピック大会の開催” (pp.72-79.)
 - 第4節 “日本初の冬季オリンピック・札幌大会” (pp.80-81.)
 - 第5節 “2度目の冬季オリンピック・日本（アジア）初の冬季パラリンピック長野大会” (pp.82-85.)
- 第Ⅳ章 「世界に発信する日本の良さ」
- 第1節 “「世界一の都市・東京」へ” (pp.88-89.)
 - 第2節 “和の心” (pp.90-93.)
 - 第3節 “世界に誇る日本の技術” (pp.94-95.)
 - 第4節 “世界に広がる日本の文化（クールジャパン）” (pp.96-97.)
- 第Ⅴ章 「東京オリンピック・パラリンピックが目指すもの」
- 第1節 “スポーツが果たす役割” (pp.100-101.)
 - 第2節 “スポーツの振興” (pp.102-103.)
 - 第3節 “スポーツ、人権と共生社会” (pp.104-105.)
 - 第4節 “共生社会と世界平和” (pp.106-107.)
 - 第5節 “国際儀礼（プロトコール）” (pp.108-109.)
 - 第6節 “ボランティアと社会貢献” (pp.110-111.)

第7節 “震災復興と東京大会” (pp.112-113.)

第8節 “未来へ” (pp.114-115.)

資料 オリンピック憲章 (英語版) (p.8.)

オリンピック憲章 (日本語版) (p.28.)

1964年東京オリンピック聖火リレー (p.64.)

オリンピック夏季大会エンブレム (p.86.)

大会マスコット (p.98.)

近代オリンピックの歩み (pp.116-117.)

過去のオリンピック競技大会のポスター (pp.118-119.)

前章までで取り上げてきた読本と比較して、オリンピック・パラリンピック（以下、「オリ・パラ」と表記）に直接・間接に結びついたコンテンツが充実している。

なお、このような構成内容となったのには、「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」による「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」、および同報告を受けて東京都教育委員会が策定した「『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針」⁶⁰が関与していると推測されるので、それぞれのアウトラインに触れておきたい。

「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」では、オリ・パラ教育を進めるにあたって、IOCが提起するオリンピックの3つの価値（卓越：Excellence、友情：Friendship、敬意／尊重：Respect）と、IPC⁶¹によるパラリンピックの4つの価値（勇気：Courage、強い意志：Determination、インスピレーション：Inspiration、公平：Equality）を踏まえることや、これらの基本的価値を学び、社会変革のきっかけとしていくことが重視されている。また、健康長寿社会、思いやりや正義感に富んだ社会、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等の構築が求められるとして、スポーツの価値や効果

60 オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議 (2016) 「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」 (https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/004_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375094_01.pdf) (最終閲覧日 2021年1月25日)
東京都教育委員会 (2016) 「『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針」 (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/INET/OSHIRASE/2016/01/20q1e200.htm>) (最終閲覧日 2021年1月25日)

61 IPCの正式名称は、International Paralympic Committee:「国際パラリンピック委員会」で、1989年創設の障がい者スポーツ団体を統括する国際的組織である。

の再認識を通じて自己や社会のあり方を向上させることにより、国際的視野を持ち世界の平和に向けて活躍できる人材を育成することが大切であるとしている。そして、上記の趣旨のもとに進められるオリ・パラ教育とは、オリ・パラを題材に、①スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上、②障がい者を含めた多くの国民の生涯を通じたスポーツへの主体的な参画（「する」・「見る」・「支える」・「調べる」・「創る」）の定着・拡大、③児童生徒をはじめとした若者に、これからの社会に求められる資質・能力等の育成を推進することであるとする。

『「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針』においては、「オリンピック・パラリンピックの精神」・「スポーツ」・「文化」・「環境」の4つのテーマが設定されている。⁶² テーマを学習するに際して重点的に育成すべき5つの資質も挙げている。1つめは、社会に貢献しようとする意欲や他者を思いやる心等の「ボランティアマインド」の醸成である。2つめは、障がいの有無に関わらず、全ての人々が同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく力としての「障がい者理解」である。3つめには「スポーツ志向」がある。様々なスポーツを体験することで、フェアプレーやチームワークの精神を身につけるとともに、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養い、心身ともに健全な人間へと成長させることがある。4つめとしては「日本人としての自覚と誇り」を提起している。東京の子どもたちが、世界の子どもと交流し、異文化を尊重しつつ積極的にコミュニケーションを取れるようにするには、子どもたち自身が日本や東京の良さを十分理解することが必要という。加えて、日本には礼節を重んじ、他者を思いやり、マナーを守り、助け合って生活する国民性があること、そうした規範意識、公正・公平な態度や公共の精神等を身につけることにより、自分を見つめ直し、日本人としての自覚と誇りを持てるような教育を進めるとしている。5つめには「豊かな国際感覚」である。2020 東京五輪では東京に世界中から多様な人々が集まり、外国語で交流する機会も増える。そのため、世界で通用する英語力を身につけること、相手の意図や考え方を的確に理解し、世界の人々と臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする豊かな国際感覚を養い、世界の多様性を受け入れる力を身につける教育が求められるとしている。

62 これら4つのテーマと、「学ぶ（知る）」・「観る」・「する（体験・交流）」・「支える」の4つのアクションを組み合わせた多彩な取組：「4×4の取組」を推進するとしている（東京都教育委員会『「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針」p.3）。

また、年間35時間程度を目安に、あらゆる教育活動とリンクさせて学校全体で組織的・計画的にオリ・パラ教育を進めることも定めている。

上記の『『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針』が掲げる5つの資質の育成に相当する項目が『オリ・パラ読本』には随所に見受けられる。具体的に述べるなら、1つめの「ボランティアマインド」の醸成については第V章第6節「ボランティアと社会貢献」、2つめの「障がい者理解」に関しては第III章「オリンピック・パラリンピックと日本」、3つめの「スポーツ志向」に絡んでは第V章第1節「スポーツが果たす役割」と第2節「スポーツの振興」、4つめの「日本人としての自覚と誇り」に関わっては第IV章「世界に発信する日本の良さ」、5つめの「豊かな国際感覚」については第V章第4節「共生社会と世界平和」と5節「国際儀礼（プロトコール）」が対応している。『オリ・パラ読本』が『『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針』に準拠していることの証左と言える。

(2) オリンピックおよびパラリンピックの理念に関する記述

ここでも、前節と同じく『オリンピック・パラリンピック学習読本 高等学校編』を検討の対象としたい。

同著でオリンピックの理念を中心的に扱っているのは、第II章「オリンピック・パラリンピックの精神」である。第1節「オリンピック憲章」には次のような言及がある。

オリンピックがもつ根本的な考え方を「オリンピズム」といいます。近代オリンピックは、19世紀の末、フランスのピエール・ド・クーベルタンの提唱によって始められました。クーベルタンは、スポーツを通じて個人が成長し、その人々が交流することによって、世界平和がつけられると考え、オリンピックの復興を提案しました。このクーベルタンが思い描いた理想を「オリンピズム」と呼んでいます。

「オリンピック憲章」では、オリンピズムは生き方の哲学であり、生き方の創造を探求するものであるとしています。また、オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の構築に寄与することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにあると記されています。⁶³

上記引用は、オリンピズムは「クーベルタンが描いた理想」と述べている。このようなオリンピズムの記述をめぐって、和田は、国語辞典の見出しにない五輪の専門用語をクーベルタンの思想と合わせて説明した教育内容の面から、そして、『オリ・パラ読本』が都

63 『オリンピック・パラリンピック学習読本 高等学校編』、p.30.

内の全ての児童・生徒に配布された教育機会拡大の面から、注目に値すると論じている。⁶⁴

先の引用では、「オリンピック憲章」⁶⁵におけるオリンピズムの定義にも触れられている。これは1964東京五輪当時の読本には見られない点である。というのは、同憲章でオリンピズムが初に措定されたのが1991年版⁶⁶であるからである。

第Ⅱ章第5節「近代オリンピックの父」にもオリンピズムに関わる文言がある。

クーベルタンは、オリンピックを現代に復活させることで、スポーツによる教育改革を世界に広め、同時に世界の平和に貢献することを目指しました。彼のこの理念はオリンピズムと呼ばれています。

オリンピズムは、いわばクーベルタンの鋭い時代感覚と古代ギリシャに関する深い教養、スポーツの教育的な役割への注目、そして民衆のオリンピア遺跡への関心が一つになって誕生したものです。⁶⁷

第7節「オリンピックと世界平和」には次のような記載もある。

64 和田浩一（2018）「近代オリンピックの創出とクーベルタンのオリンピズム」小野田泰直・井上洋一・石坂友司 編著『〈ニッポン〉のオリンピック——日本はオリンピズムとどう向き合ってきたのか——』、青弓社、pp.33-34.

65 既述のように、「オリンピック憲章」は幾度かの改定を経ているが、1991年版では大幅な変更が加わったとともに、オリンピズムの定義がなされた。

66 ちなみに、最新版である2020年の『オリンピック憲章』でのオリンピズムの定義（英文・邦文）が次である。

1991年版と若干の違いはあるものの内容に大差はない。

Olympism is a philosophy of life, exalting and combining in a balanced whole the qualities of body, will and mind. Blending sport with culture and education, Olympism seeks to create a way of life based on the joy of effort, the educational value of good example, social responsibility and respect for universal fundamental ethical principles.

オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。

2020年版と1991年版の違いは、the joy of effortの箇所が1991年版ではthe joy found in effortであったこと、social responsibilityの文言が無かったことである。

67 『オリンピック・パラリンピック学習読本 高等学校編』、p.38.

クーベルタンは、オリンピック復興を唱えた際、古代オリンピックにならって、平和思想を重視し、オリンピックを開催する目的の一つを「スポーツを通じて、より平和な世界をつくることに寄与する」こととしました。⁶⁸

なお、第17節「パラリンピックの歴史」の箇所では、パラリンピックに関わる価値理念が次のように表記されている。これも1964東京五輪当初の関連教材には見られなかった内容である。

2012（平成24）年ロンドン大会からIPC（国際パラリンピック委員会）は、そのビジョンとして、「パラリンピック選手がスポーツで優れた功績を残せるようにし、世界に感動を与え、世界を興奮させること」を掲げています。また、IPCはパラリンピックの価値として、勇気（Courage）、強い意志（Determination）、インスピレーション（Inspiration）、公平（Equality）の四つを掲げています。

パラリンピックを開催することによって、スポーツを通じて障害者に対する社会意識の向上を促す役割を果たすこと、全ての人々が尊重され、平等な機会を得られるような公平な社会を目指すこと、パラリンピック選手が最高レベルの競技スポーツに取り組めるようにすることを目指しています。

また、IPCは、パラリンピックの究極のゴール（Aspiration）として、パラスポーツを通じて、インクルーシブ（障害者も健常者もともに生きる社会）な社会を創出することを掲げています。⁶⁹

以上、『オリ・パラ読本』におけるオリンピックとパラリンピックの理念について直接に言及している部分をいくつか挙げてきた。オリンピズムの創案者クーベルタンによるところのオリンピズム、さらには「オリンピズム憲章」でのオリンピズムという130年近くの年月を潜り抜けての定義、双方からオリンピズムをめぐる記述がされている。

(3) 『オリンピック・パラリンピック学習読本』の特質

本章におけるこれまでの検討を踏まえて、また、新たな指摘も加えながら、『オリンピック・パラリンピック学習読本』の特質をここに整理する。

68 同上、p.42.

69 同上、p.63.

1つには、先述のように『『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針』に準ずる内容構成となっていることである。

2つめは、東日本大震災からの復興に留意していることである。『オリ・パラ読本』第V章第7節には「震災復興と東京大会」との項目が置かれ、「2020（令和2）年第32回東京大会は、東日本大震災からの復興を示すとともに世界各国からの支援に対する返礼の意味をもつ大会となります。」⁷⁰とあり、いわゆる「復興五輪」と位置づけた記述がされている。

3つめには、学習者の興味関心を喚起するような写真・図説・コラムの掲載が挙げられる。コラムについては、各項目に「学習の扉」とのコーナーが配されており、例えば、第II章のオリンピズムの箇所では、「オリンピックの3つの価値を踏まえ、スポーツの意味を考えてみよう」、「クーベルタンがオリンピックを復活させようと考えた19世紀後半のヨーロッパの歴史や時代背景について調べてみよう」との問いが設けられ、調べ学習や話し合いといったアクティブな活動を促す仕掛けが見られる。

4つめは、五輪に係る多様な観点からの探求的学びがねらいとされていることである。「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」が提起している「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」、および『『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針』が掲げる4テーマ：「オリンピック・パラリンピックの精神」・「スポーツ」・「文化」・「環境」等の趣旨を踏まえ、オリンピックの精神やその歴史といったオーソドックスな事柄はもとより、パラリンピックに関連した内容（理念、歴史、選手の活躍等）⁷¹、日本の技術・文化（「クールジャパン」）、震災復興に至るまで、オリ・パラに絡んだ多岐にわたる事項を切り口に、世界平和・環境・共生社会・国際理解といった課題をめぐる探究型の学習が意図されている。

5つめとしては、上述のようなコンテンツが学術的裏づけを持って書き表されていることがある。⁷² オリンピズムやこれを創出したクーベルタンに関わる叙述は然り、1964 東

70 同上、p.113.

71 ちなみに、パラリンピックに関連した記述は、1998年の長野オリンピックに際して長野県教育委員会によって作成された『夢かなう冬——長野オリンピック・長野パラリンピック読本——』（1996年）にも確認できる。

この時、文部省も、小・中学生対象の『世界からひとつの花になるために——冬季オリンピック読本——』（1994）、高校生対象の『平和、友好、自然、そして感動——冬季オリンピック読本——』（1995）を発行しているが、タイトルから明らかなように、パラリンピックについては記述をしていない。

72 これには、オリンピック研究者（真田久・舛本直文・来田亨子・和田浩一）が監修をつとめ、1980年代以降のオリンピックに関わる学術研究に依拠しているであろうことが1つに挙げられる。

京五輪当時の読本の特質として指摘したところである、マナーや公德心の涵養のような徳育的な要素へと傾斜していることもなく、アンチ・ドーピングや競技施設建設が引き起こす環境修復の難しさ等、華々しいイベントの裏に存在するネガティブな側面にも記述は及んでいる。

むすびにかえて

本稿においては、3つの東京五輪時のオリンピックをめぐる学びに焦点をあて、それぞれの時期にオリンピックの理解をねらって刊行された、「読本」と呼ばれる教材類を手がかりとして、日本のオリンピック教育の一端について明らかにすることを目指した。

欧米は1970年代にオリンピック教育に着手したのに対して、日本の最初の組織的取り組みは1964東京五輪当初であることから、世界で最も早くオリンピック教育を実施したのは日本であるとされる。⁷³ 確かに組織的な取り組みということでは1964東京五輪が契機となるのであろう。ただ、実際のところ1940東京五輪それ自体の開幕は成し得なかったが、第1章で取り上げた『オリンピック精神』を教材としてオリンピックに絡んだ教育が行われていたかもしれないことを加味するならば、日本のオリンピック教育⁷⁴は他国よりさらに先んじていた可能性も指摘できよう。

なお、読本を検討するに際しては、「オリンピック精神」あるいは「オリンピズム」等と表現される五輪を駆動する理念がどのように記述されているかにも着目した。そして、いずれの読本でも、近代オリンピック、およびオリンピズムの創案者であるクーベルタンの見解を紹介・引用するに留まらず、各時代や社会の文脈に引き寄せながらオリンピックの意義や目的を示していることを確認した。

1940東京五輪当時の『オリンピック精神』には、戦況にあって天皇制国家主義や国威発揚が立ち現れていた。1964東京五輪時の『オリンピック読本』では、国民の生活態度および社会的環境を造成する「オリンピック国民運動」と連関させる形で、その頃表面化しつつあった社会問題の打開や改善を企図し、五輪を開催する国民としてのあり方・マナー・公德心といった観点からかなりの言及がなされていた。2020東京五輪に際して作

73 舛本直文(2012)『『オリンピック教育』の今日的課題』『体育科教育』第60巻第7号、p.17。
真田(2014)前掲論文、p.1、真田(2015)前掲論文、p.2。

74 ただし、舛本は、日本のオリンピック教育について、「オリンピック大会の終了とともに消滅」(舛本、同上)してしまっていると述べている。

成された『オリンピック・パラリンピック学習読本』では、東日本大震災からの復興やその支援の一環、「復興五輪」としての記述が見られる。けれどもここ最近では、新型コロナウイルスの動勢が2020東京五輪の行く末を左右する様相となっている。IOCのトーマス・バッハ(Thomas Bach)会長は、2021年1月1日、IOC公式サイトでの新年のメッセージで、「トンネルの終わりの光(the light at the end of the tunnel)となる。連帯、多様な人類による団結、回復力を称揚するものになるだろう」との言葉で、2020東京五輪の開幕に期待を込めた。だが、大会開催を危ぶむ声は国内外から聞こえてくるのであり、新型コロナウイルスのパンデミックに翻弄されている感は否めない。さらに言うなら、五輪を復興の象徴とする筋書きは、関東大震災からの復活のアピールをねらった1940東京五輪、敗戦から20年足らずで驚異的な再起を国内外に顕示しようとした1964東京五輪、他国開催の五輪においても時に等しく語られるところである。とはいえ、2021年1月の施政方針演説で、菅首相が2020東京五輪を「人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として、また、東日本大震災からの復興を世界に発信する機会」と述べたことからすると、「復興」の意味合いが東日本大震災と新型コロナウイルスの2つに絡むものになったということなのかもしれない。

「オリंपイズムとはオリंपிக்கの基本的な理念のことである。しかし、まだ、これが決定版だというような定義は存在していない。その基本は近代オリंपிக்கの創設者クーベルタンの考え方にあるが、オリंपிக்கの発展とともに多様な解釈が生まれてきたし、今後も時代の変化とともに新たな展開を見せていくはずである。」⁷⁵とは日本オリंपிக்கアカデミー(Japan Olympic Academy、略称JOA)の言である。これは、クーベルタンによる「オリंपイズムは一つの体系ではなく、一つの精神状態である。それは様々なアプローチによって深い理解が可能であり、排他的に独占しようとする一つの民族や一つの時代のものではない」⁷⁶との主張を汲んでいるものと考えられる。

75 日本オリंपிக்க・アカデミー編、前掲書、p.16.

日本オリंपிக்கアカデミー(JOA)は1978年に設立された、ギリシャに本部を持つ国際オリंपிக்கアカデミーを頂点とする国内アカデミーの1つである。

オリंपிக்க憲章の理念に則り、五輪やスポーツの研究・教育を通じた青少年の健全な育成、ならびに社会一般に対するそれら普及に関する事業を行い、世界の平和の維持と国際的友好親善に努め、五輪やスポーツの振興に寄与することを目的としている。

76 和田浩一・荒牧亜衣(2015)「2020年東京オリंपிக்க・パラリンピック大会を見据えたスポーツ政策の理念的モデルの検討——IOC会長辞任直後のピエール・ド・クーベルタンによる教育改革の分析を通して——」『2014年度笹川スポーツ研究助成 研究成果報告書』p.32.

『オリ・パラ読本』にも、「クーベルタンは、『オリंपிக்கの理念は時代とともに変化しなければならぬ。』とも主張していた」(p.39.)と記載されている。

オリピズムは、時代状況や開催地の実情に照らした再解釈に開かれている。しかし、そうした変容の可能性を内蔵しながらも、「オリピズムの普遍的な価値は、オリピックが、どのような形であれ、人間の成長に重要な貢献をするという教育的な価値」⁷⁷であるとのクーベルタン以来の理念はこれからも受け継がれていくであろうし、これを体現すべく、日本を含めてオリピック教育が今後も積み重ねられ、新たな教材もまた編まれていくのであろう。

主要参考文献・資料

- ・現代日本教育制度史料編集委員会編（1964）『現代日本教育制度史料 26』、東京法令出版。
- ・小林正泰（2016）「1964年東京オリンピックをめぐる道徳教育の課題とその論理 —— 国民的教育運動における公衆道徳と『日本人の美徳』 ——」『東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室 研究室紀要』第42号。
- ・真田久（2014）「2020年オリンピック東京大会に向けてのオリンピック教育の展望」『小学校体育ジャーナル』。
- ・真田久（2015）「オリンピック・ムーブメントとオリンピック教育」『スポーツ教育学研究』第34巻第2号。
- ・清水重勇「クーベルタン塾」(http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/pcdocndex.html)（最終閲覧日 2021年1月25日）
- ・東京都教育委員会『オリンピック・パラリンピック学習読本 高等学校編』公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ウェブサイト (<https://education.tokyo2020.org/jp/teach/texts/book/>)（最終閲覧日 2021年1月25日）
- ・田原淳子（2008）「オリンピックと教育 —— オリンピック競技大会誕生の背景とその今日的意義 ——」『体育・スポーツ科学研究』第8号。
- ・永井松三編（1938）『オリンピック精神』第十二回オリンピック東京大会組織委員会。
- ・舩本直文（2012）「『オリンピック教育』の今日的課題」『体育科教育』第60巻第7号。
- ・文部省（1963）『オリンピック読本 —— 高等学校・青年学級向け ——』。
- ・和田浩一（2010）「オリピズムという思想」『現代スポーツ評論』第23号。

77 田原淳子（2008）「オリンピックと教育 —— オリンピック競技大会誕生の背景とその今日的意義 ——」『体育・スポーツ科学研究』第8号、p.11.

- ・和田浩一・荒牧亜衣（2015）「2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を見据えたスポーツ政策の理念的モデルの検討 —— IOC 会長辞任直後のピエール・ド・クーベルタンによる教育改革の分析を通して ——」『2014年度 笹川スポーツ研究助成 研究成果報告書』。
- ・和田浩一（2016）「クーベルタンが考えたオリंपイズム」『体育史研究』第33号。
- ・和田浩一（2018）「近代オリंपிக்கの創出とクーベルタンのオリंपイズム」小野田泰直・井上洋一・石坂友司 編著『〈ニッポン〉のオリंपிக்க —— 日本はオリंपイズムとどう向き合ってきたのか ——』、青弓社。